

旧法務省矯正管区敷地の取得について

旧法務省矯正管区敷地（新井3-45-1）については、令和3年度に財務省から取得を予定していたところ、今年度内の用地取得に係る土地売買契約の目処がついたため、次のとおり報告する。

1 経緯

標記財産については、平成30年8月に財務省に対して取得要望を行い、令和元年6月の国有財産関東地方審議会への諮問を経て、中野区が売却処分の手相手方として決定されたところである。

売主である関東財務局が地下埋設物等の試掘調査を実施したところ、コンクリート等のがれき類が出土したため、掘削調査（本調査）を令和元年10月から令和2年1月にかけて実施することとなり、令和元年度中の売買契約締結が困難となったことから、令和2年第1回定例会において用地特別会計に計上していた用地費を減額補正した。

その後、国による掘削調査（本調査）及び地下埋設物撤去対策費用の第三者チェックが令和2年4月に終了し、土地の売買に係る国の予定価格決定手続き（不動産鑑定評価及び第三者チェック）も11月に終了予定となったことから、今年度内の売買契約締結の見込みとなった。

2 今後の手続き

国の予定価格決定手続きを経て売却予定価格が決定され、その後、区の契約希望価格に係る見積り合せを実施（上限5回まで）し、契約希望価格が国の売却予定価格以上の場合に、その金額が売買契約金額となる。

3 今後のスケジュール

令和2年	10月下旬	中野区財産価格審議会（契約限度額の諮問）
	11月	第4回定例会に用地購入に係る議案を提出
	12月	国と用地購入に係る見積り合せ
令和3年	1月	国による売却決定手続き
	1月下旬	売買契約締結予定